

ー都税についてのお知らせー

「還付金詐欺」にご注意ください

主税局職員や税務職員を装い、医療費や税金などの還付金があると言葉巧みにだまして、携帯電話から指定した電話番号にかけるよう指示し、金融機関等の ATM（現金自動預払機）を操作させ、多額の金額を振り込ませようとする「還付金詐欺」が都内でも多発しています。

主税局では、還付金をお渡しするために金融機関等の ATM の操作を求めることは絶対にありません。ATM の操作を求められたら、それは「還付金詐欺」です。

不審に感じた場合は、相手の氏名、所属する部署名をご確認のうえ、指定された電話番号にはかけずに、最寄りの都税事務所または主税局総務部総務課相談広報係（03-5388-2924）までご連絡ください。

万が一被害にあわれた場合は警察にご連絡ください。

平成 20 年 6 月 21 日に施行された「振り込め詐欺救済法」により、被害回復分配金の対象になる場合があります。分配を受けるためには金融機関への申請が必要です。詳しくは、振り込みを行った先の金融機関にご相談ください。

【お問い合わせ先】

立川都税事務所総務課相談広報担当（042-523-3171代）または
主税局総務部相談広報係（03-5388-2924）

